

基礎原案(整備内容シート含む)に対する委員からの意見
(2003/9/29 16:00 現在)

2003.9.17

有馬委員

淀川水系河川整備計画基礎原案への意見

P.3 下から 7 行

『支川では、オオサンショウウオの生息も』を下記のように訂正する。

「支川では、オオサンショウウオ(昭和 27 年 特別天然記念物指定)の生息も」

理由：オオサンショウウオがとり上げられていることの説明が必要である。

P.4 1 行目

『・・・・。また、本流と繋がっていない“たまり”が点在し、・・』を下記のように訂正する。

「・・・・。また、それら氾濫原には本流と繋がっていない“たまり”が点在し、・・」

理由：前ページに述べられた「ヤナギ林やツルヨシ群落が散在する自然裸地」は単なる裸地ではなく、氾濫原つまり川がつくった自然裸地に他ならないことを強調すべきで、“たまり”もそのような氾濫原に点在しているのである。

P.4 8 行

『オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキが生息』を下記のように訂正する。

「オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキ(昭和 52 年天然記念物指定)が生息」

理由：これらの固有名詞が取り上げられていることの説明が必要である。

P.4 21 行

『環境を示し、イタセンパラをはじめ』を下記のように訂正する。

「環境を示し、イタセンパラ(昭和 49 年 天然記念物指定)をはじめ」

理由は 2. と同じである。

P.6 2.1 河川環境 上から 10 行

『湿地性植物から陸地性植物への移行等、』を下記のように訂正する。

「湿地性植物から陸地性植物への移行、樹林の拡大等、」

理由：20 年ほど前の河川環境に比べて高水敷や低水護岸脚部への樹林の拡大が著しくなったことによる。

P.6 2.1.1 河川形状 に関して

1 行目の『単純な形状の低水路』を具体的に記述することが必要である。

P.6 2.1.2 水位 上から 3 行目

『河川の生態系に影響を与えているところがある。』を下記のように訂正する。

「河川の生態系に多大な悪影響を与えているところがある。」

理由：実際に淀川水系全域を歩いてみると、単に「影響を与えている」の表現では満足できない事実がある。

P.8 2.1.6 生態系 及び P.14 2.4.4 漁業

『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。』

下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためである。

「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵などの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が水陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・水位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断したり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生息・生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来している。」

P.12 2.4.1 水面 上から 4～5 行

『淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、』を下記のように訂正する。

「淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、湛水域の拡大と相俟って、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、」

理由：水面利用の多様化は、今や枚方大橋に及ばんとする湛水域の拡大が大きく影響していることを理解すべきである。

P.12 2.4.1 水面 上から 8 行

『淀川水上オートバイ関係問題連絡会』のメンバー構成及び水面利用の適正化検討の内容を公表すべきである。

P.13 2.4.2 河川敷 (1)利用 上から 3～4 行

『この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、2,984 千 m^2 (高水敷の 15%)

において公園やグラウンド等として整備され、このうち国営淀川河川公園では、年間約 520 万人もの』について

各河川ごとの、公園やグラウンド等の面積を示すこと

淀川河川公園 3 地区の面積を示すこと

520 万人の確認方法および 3 地区ごとの人数を示すこと

P.20 4.2.3 水量 1 行

『できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、』について

「自然流況」とはどんな流量であるのかははっきりさせてほしいものである。高水敷の肩ぎりぎりの所で水量が止まってしまうのが最近の常態であるため、「自然流況」とは高水敷の高さではないかと疑いを持たざるを得ない状態になっている。

P.21 4.2.6 生態系 上から 7～9 行

『淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民及び住民団体と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。』について

外来種対策についての記述であるが、これまで行われてきた河川整備の、例えば、淀川大堰上流部における湛水化がワンド群への外来植物の侵入・繁殖を許してきたこと、法面の処理に伴う外来植物の導入、河川公園での栽培植物の導入などが外来植物の増加を招いていることを無視してはいけな。外来種の何を、継続して調査するのか分からないが、外来種の駆除は川に任せることが肝要である。つまり、外来種対策は川の環境をあるべき姿に戻す以外に方法はないと認識すべきであろう。京都・深泥池でブルーギルやブラックバスを捕らえて個体数を調べるのとは同じように考えることはできない。池と川の大きな違いでもある。

P.22 4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 上から 5 行目

『・・・護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する』について

仮にそのような工法があったとして、その可否判断を何処でするのか分からない。お示しを！また、これまでの観察によれば、護岸施工は自然石を用いるとか、魚巢ブロックや植栽ブロックなどを用いた所謂「多自然型工法」が多用され、恐らくそれが「生物の生息・生育環境に配慮」した工法の一つなのであろうが、不自然な位況・流況のもとでは折角の工夫も効果を発揮するに至っていないのが実情である。発揮するどころか、却って外来種の蔓延を招いているに過ぎないのである。

生物の生息・生育環境に配慮するとは「川に任せて、川がつくった環境」を取り戻すことではなからうか。

淀川河川公園基本計画について

2.4.2 河川敷(1)利用で『一方、これら公園、グラウンド等人工的に整備された施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっているものもあり河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』と述べられ、また、2.7.1 淀川河川公園でも『河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』の記述が見られる。さらには、4.8.1 淀川河川公園でも『淀川河川公園基本計画の見直しを行う。』と基本計画の見直しを標榜していることに対しては大いに賛成する。

思い返せば、基本計画に沿って河川公園の整備が進み始めた頃、大淀野草地区・十三野草地区・伊加賀野草地区などで高水敷に池を掘って最近盛んに施工されているいわゆる「学校ビオトープ」のはしりとも思われる池づくりが盛んに行われていた。しかし、ほとんどの池は1年を経ずして干上し草むらに変わってしまったのである。鳥飼野草地区では小さいながらプールと小山の千鳥がけ構造のビオトープが造られ、トンボ類やプランクトンなどの生育する面白い人工ビオトープに変化していたが、それは何かの理由で間もなく壊されて芝生に変えられてしまった。自然地区と施設地区との緩衝地帯としての野草地区の役割がはっきり意識されていたはずであったのに、いつの間にか意識は失われ栽培植物の花園となり、クズが蔓延するに至るといった、野草地区の整備を諦めたとは思えない状況が認められたのである。

国営淀川河川公園という以上、施設・野草両地区が整合を保って整備されねばならないのであるが、実は施設地区の整備ばかりが進められてきたように思われてならない。自然地区・野草地区・施設地区の3地区は、釣り合いのとれた整備がなされなければならないのである。基本計画見直しに先立って、これまでの公園運営についての総括をせねばならないのではなかろうか。また、見直しは必ず現場の状況に従って行われねばならず、決して机上での見直しに終わることの無いようにせねばならない。

野草地区整備の失敗を認め、新規巻き直しの覚悟で基本計画の見直しに当たるべきである。なお、ついでのことであるが、河川公園の使用料徴収について、会計報告をいただきたいと考えている。

P.26 4.5.2 河川敷(1)利用 上から7～11行

『しかしながら、・・・(中略)・・・判断することとする。』について

P.6 2.1 河川環境 の項で『これまでの河川整備は、・・・(中略)・・・地域社会に貢献した。しかし、・・・(中略)・・・河川環境は大きく変化してきた。』と述べ、P.13 2.4.2 河川敷(1)利用 の項では(14行以下)『一方、これら公園、グラウンド等・・・(中略)・・・利用形態への見直しが求められている。』とあり、P.8 2.1.7 景観 の項で『高水敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していない。』と述べるなど、現状の課題を的確にとらえていることに同感するものである。ならば、ここにあげた『しかしながら、・・・(中略)・・・判断することとする。』の一文は上記の態度と全く矛盾するものである。ここまで正當に認識できたのであれば、この一文はむしろ削除して然るべきものであると考える。

P.28 4.6 維持管理(3)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 について

ひと口に「河道内樹木」と言っても、水辺に見られる「水辺林」、低水護岸上にかつて植栽した樹木を核として発達した「植栽林」、高水敷上に最近発達してきた樹林（「高水敷林」と言おうか）など様々な立地に様々な状態の樹林が存在している。これらを一纏めにして『適正な対策を図る。』とは言えないだろう。まずは樹林の分布なり樹種の同定などに着手すべきである。

P.30 4.7.3 事業中の各ダムの方針 について

『事業中の各ダムについては調査検討を行う。』と述べられているが、場所の選定アセスメント、周辺及び水没予定地の環境調査、環境保全対策などが正当に行われているとは思えない事実が多々あった。事業前の準備作業等に社会的合意が得られないような手抜きのないよう正しく対応すべきである。

畚野委員

基礎原案〔 2 4 回委員会資料 3 - 1 〕 p . 4 1 6 行

原文 -

○ ハザードマップ

浸水想定区域に応じて避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知について自治体を支援する。

この文自体間違いではないが「避難場所や避難経路をわかりやすく示す」のは自治体の責務であり、自明のこととして、書かなくてもよいものかもしれない。

一方、河川管理者が、具体的には何を提供するのか？現在の浸水想定区域図だけでは、情報としては不十分ではなからうか。

たとえば破堤・越水が想定されるそれぞれの地点について、そこから水がはいってくる速度などが解からないと、イメージが湧きません。

たとえば次のようにかかれてはいかがでしょうか？

修正案—

○ ハザードマップ

自治体のハザードマップ作成を支援する為、浸水想定区域図において破堤・越水が想定される地区ごとに、想定される浸水の速度等、必要な詳細情報を提供する。

以上

河川を保全（全域）というときの保全の仕方について

保全のレベルが問題なのではなく、仕方・方法はどんなものがあるのかが大切である。

- 保護（プロテクション）

人の脅威から守っていく

例）ジェットスキーや人が入ることインパクトをあたえていることをやめさせる

- 保存（プリザベーション）

豊かな自然を手を加えないで、そのまま、自然のなるがままにおいておく

例）源流など、そのままの自然においておく

- 保全（コンサベーション）

人が関わって、手を加えて守っていく

例）アシをかったりする

- 回復（レストレーション）

失われた自然を元のように戻すお手伝いをする

例としてグランドのあったところを元の自然に戻す

整備シートについての猪名川部会の立場から住民参加を中心としての意見

猪名川部会の立場から猪名川に関連する整備シート(2003.09.16 版から)について住民参加の意見を提出する。

1. 計画

●整備シート計画 - 1 河川レンジャー

河川レンジャーについては試行されようとしていますが、まず下記の点について課題整理と整備が必要と思われます。

1. 河川ごとの特性や人脈など違いがあることから、猪名川では猪名川流の河川レンジャーのあり方について早急に検討を実施する。
2. 検討に当たっては、宇治川周辺河川レンジャー検討懇話会の取り組みのように検討会を設け、公募委員制度の導入、検討会公開、傍聴発言(流域委員会を参考にして)の可能な開かれた検討を進める。
3. 河川整備計画におけるどの部分を担う役割か?。河川レンジャーの目的の明確化。河川整備計画における位置づけ。
4. その中で河川レンジャーの活動は何か?。
5. 河川レンジャーと河川管理者との関係は何か?。任命、登録、委託、委嘱、採用・・・何か。ボランティアか、雇用関係か。河川整備計画シートからの抽出、検討をおこなう。(後に各河川整備シートの中で河川レンジャーのかかわりがあればよいと考えられるものについては、その整備シートのところで論じる。)
6. 河川レンジャー像は何か?。河川レンジャーは、この河川整備計画の枠組みの中の活動であることを理解しているのか。河川整備計画による位置づけなど、お願いする人には、事前に枠組みの理解などの研修・教育が必要ではないか。教育・研修・フォローアップ制度・システムの確立。任命するものはこの研修教育を終了していることが前提。また、どんな能力を持った人が必要か。
7. 活動の仕組みは?。活動の範囲、地域、内容は何か。個人の活動と河川レンジャーとしての活動の区別は?。
8. 河川レンジャーと河川管理者のパートナーシップのあり方は?。河川整備計画の中での河川レンジャーの役割と責務、河川管理者の河川レンジャーへの支援や協働のあり方。物資的、金銭的、理論・知識的、運営的、活動の場の提供・・・の検討。
9. 活動の評価の仕組み
10. 活動継続、任命制度??の任期、継続、罷免・・・などの規約・規程の作成。
11. 新しい河川レンジャーの育成の仕組み、養成制度。活動に参画する仕組み、フォローアップのシステム構築。そのような人材育成のカリキュラムのあり方。レンジャー連絡会などの情報交換の組織とその組織との河川管理者との連携の仕組みなど。

１２．レンジャー制度の仕組みを検討することが肝心ではないかと思われる。

●計画シートに追加が必要ではないかと思われるもの

住民対話集会をおこなうことが、整備計画基礎原案に書かれている。そして、現実に住民対話集会が、開かれつつある。しかし、その取り組み方について整備シートにない。

提言の趣旨に沿って、整備シートを作りたい。

開き方について、

- １．さまざまな地域で開催する。
- ２．ひとつの地域についても複数実施する。
- ３．重要と思われるテーマで行い、複数のテーマを持つ。たとえばダム、河川敷利用。
- ４．ひとつのテーマについても複数回実施する。
- ５．議論だけでなく、現場での河川整備についての河川管理者の考え方、必要性・有効性などについての見学、体験、分かち合いなども取り組み、さらには意見対立する住民間のコミュニケーションの円滑化を図るための住民交流なども検討する。住民参加の提言の趣旨を実行していく基本的な現時点での取り組み方策をシートにまとめ提示す。
- ６．取り組みについては、初めてのことであり、１回１回の取り組みを評価し、次回の改善をおこなうことも明記する。
- ７．情報提供の方法、取り組みの宣伝・普及、ファシリテーターの継続的確保の取り組み方などをシートに１稿として発展する可能性を示唆した上で、現時点の考えをまとめる。

２．環境

●環境 - １４ 横断方向河川形状の修復の検討

- １．横断形状の修復について、住民参加のワークショップによる取り組みだけでなく、その後修復した環境や設置されたワンドなどでの環境教育や自然体験のプログラム作成、実施リーダーの養成、河川レンジャーのかかわりや連携できることはないか、環境教育や自然とのふれあい行事の企画、実施の継続性を維持する仕組みの検討もおこなうこと。
- ２．ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。
- ３．環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。

●環境 - １５ 横断方向河川形状の修復の検討

●環境 - ２３ 縦断方向河川形状の修復の検討

●環境 - ２５ 縦断方向河川形状の修復の検討 共通

- １．横断(縦断)形状の修復について、その後修復した環境などでの環境教育や自然体験のプログラム作成、実施リーダーの養成、河川レンジャーのかかわりや連携できることはな

いか、環境教育や自然とのふれあい行事の企画、実施の継続性を維持する仕組みの検討もおこなうこと。

2. ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。
3. 環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。

●環境 - 3 2 ダム・堰運用による推移変動、攪乱の増大の検討

1. モニタリングへの住民参加の検討。
2. 河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。)

●環境 - 3 3 確保可能な水量を掌握するために必要な諸調査の実施

1. モニタリングへの住民参加の検討。
2. 河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。)
3. 環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。

●環境 - 3 8 水質管理協議会の検討

1. 新協議会には、住民部会を設置しその代表が全体協議会に参加するようにし、住民部会は幅広い住民多数と学識経験を持つアドバイザーで構成し、住民にできるアクションプログラムを作るだけでなく、作成後は、その住民部会が、アクションプログラム推進・普及の中心をにない作成後の取り組みも検討する。
2. 河川レンジャーがこのアクションプログラム普及・推進で果たせる役割があるか検討する。(環境教育などで)

●環境 - 5 5 生息・生育環境の保全と再生の検討

●環境 - 5 6 生息・生育環境の保全と再生の検討

●環境 - 5 7 生息・生育環境の保全と再生の検討

●環境 - 5 8 支川や水路を含めた構造の改善などに向けた関係機関との連携 共通

1. 住民参加のワークショップ形式での取り組みの検討。
2. ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。
3. 環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。

また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。

4. 河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。)

3. 治水

- 治水 - 1 水害に強い地域づくり協議会

1. 自分で守る部会は、住民参加を主体に住民への普及啓発も含めたアクションプログラムも検討し、この部会は検討する部会だけでなく検討後は、その推進・普及を主体的におこなう活動団体に発展していくことも展望し、後のフォローアップ体制も検討する。このことにより、常に住民が災害についての危機意識を持てるようにしていく。
2. 今後の普及・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。

- 治水 - 2 自分で守る

- 治水 - 3 皆で守る

- 治水 - 3 地域で守る

- 治水 - 3 8 津波ソフト対策 共通

1. 今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。

4. 利水

- 利水 - 4 渇水対策協議会

1. 住民部会を設け、住民参加を主体に住民への普及啓発も含めたアクションプログラムも検討し、この部会は検討する部会だけでなく検討後は、その推進・普及を主体的におこなう活動団体に発展していくことも展望し、後のフォローアップ体制も検討する。このことにより、常に住民が節水についての危機意識を持てるようにしていくとともに水を大切に、節水するライフスタイルに転換していく活動をおこなう。
2. 今後の普及・推進において河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。

5. 利用

- 利用 - 6 河川保全利用委員会

1. 住民対話集会の役割を位置づけてください。
2. 将来グランドなどの利用を縮小するに当たって、環境教育や川を元に戻すことの意味を現場のフィールドワークから理解していただけるような取り組みに河川レンジャーが果

たせる役割があるか、連携できることがあるか検討する。

- 利用 - 9 迷惑行為対策

- 1．住民への啓発、看板・印刷物内容の作成、出前講座など、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

6．維持管理

- 維持 - 3 住民と連携した維持管理

- 1．猪名川バージョンのこの維持管理シートがない。作成を希望する。
- 2．住民と連携した維持管理管理活動においてコーディネーター、ゴミ減らしの市民への啓発など、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

- 維持 - 5 歴史・文化価値のある施設の保全

- 1．整備効果による3つの点について、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

- 維持 - 12 樹木の伐採管理

- 1．住民意見の聴取や環境への影響などのモニタリングなど河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

- 維持 - 14 安全のための対応

- 維持 - 15 安全のための対応 共通

- 1．身障者団体などの意見を聞いて、意見を反映させる。
その際に河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

- 維持 - 17 安全のための対応 水難事故防止協議会

- 1．水難事故防止の取り組みの中で河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。パンフレットの作成・普及、出前講座。安全教育をした上での川遊びの指導。

- 維持 - 19 河川環境保全のための指導。

- 1．河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

7．ダム

- ダム - 1 生息・生育実態を定期的に調査

- 1．住民参加による調査項目の設定の検討と住民参加による調査を検討する。
調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

●ダム - 2 2 余野川ダム

- 1 . ダムについては、住民意見の聴取を社会的合意形成の重要なものと位置づけ、その取り組み回数、方法(円卓会議形式、ワークショップ形式、現地視察形式など)、開催場所など、積極的取り組みについて、整備シートに記載してほしい。
- 2 . 環境影響などについては、住民などにも積極的に情報提供を求め、住民参加の機会を増やすことを検討する。

氾濫源対策については、住民とともに考え、その普及や推進について、協働して進めていけるフォローアップの体制を検討する。また、これらの普及推進、住民参加について河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

●ダム - 2 3 環境等の諸調査(余野川ダム)

- 1 . 動植物・生息・生育の補足環境調査におけるモニタリングなどにおいて、住民参加によってできること、そのほうが効果があるもの、専門家による調査が有効なものなど検討し、住民参加による調査の取り組みを広げる検討をおこなう。
- 2 . 活動拠点・自然環境の価値などは住民参加により検討をおこなう。
- 3 . これらの取り組みに河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。

8 . 河川公園

- 1 . 河川公園での自然とのふれあい、環境教育など河川レンジャーのできること、活動の場、公園管理者との連携・協働の仕組みなど「国営讃岐まんのう公園のインタープリター」の制度なども参考にしながら、検討してみる。

整備内容シートについて

基礎原案および具体的な整備内容シートについては、(たった今届いたところなので) とりあえず以下のことのみを意見として申し上げます。

1) 基礎原案 4 . 7 . 1 (p . 2 9) では、ダム計画の方針として「...より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」とありますが、

a この決定手続における住民参加の位置付け、参加主体、手続等についての言及がありません。

基礎原案 4 . 1 . 3 (p . 1 9) のところの「合意形成を目指して...」という文言だけで十分なものとも思われません。提言との対比において、丁寧な取り扱いがされることを望みます。

b 「妥当と判断される」という「妥当」の内容をここで明確に示すことは困難ないし不可能でしょうが、例えば、「妥当」の判断が、代替案の内容とその十分な検討の結果によるなど、住民参加の実質が活かされたものであることがしめされてよいのではないかと思います。

2) 整備内容シート 5 . 5 . 2 (利用 - 6 2 / 4) 河川利用保全委員会 (仮称) について

a この委員会は、河川の保全の見地から、河川の利用のありかたを論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切ではないかと考えます。

b 委員会の構成は、学識者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法としては「委員会で意見を取り集める」とされています。関係住民が「利用者ないし利用者団体」となることを避けるためか

とも思われますが、具体的な利用者や関係者ではない「公益の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることも必要ではないかと思います。「公益の担い手」としての沿川自治体よりも、当該河川の利用保全についてより密着した意見を述べることができるからです。

大手委員

治水-25

5 . 3 . 1 洪水

砂防堰堤、山腹工

瀬田川、木津川

上記項目に対し、原田委員がコメントされていますが、これに補足的に意見を述べさせていただきます。

砂防ダムの目的はあくまで山地の侵食防止が原則である。1959年の伊勢湾台風による大災害で大量の土砂が生産・流出した際に、これらの土砂の再移動をコントロールするために設置されたものが大部分をしめる。当時の地域の人々に対する安心感を持たせるための措置であったことは否めない。また、当時の社会情勢のもとで行われたものが、40年以上たった現時点において批判を浴びるのは致し方のないことである。自然環境を回復させる前に、流出土砂をコントロールするのが優先課題であったのである。

流水の縦断的な不連続性、景観上好ましくない、リクリエーションに対する不親切さなどの点で自然破壊であるという見方をされるのであるが、当時の河川管理者に対して以上の点を要求するのは酷なことであって、今後これらの諸問題に対して改善なり、修復を加えていきたいものである。

本淀川委員会としては現存の砂防ダムに対する改善と修復を提案すると共に、新たに設置する砂防ダムを含めた構造物の全てについて、自然環境や景観さらにはリクリエーションなどに配慮した構造物を計画するよう勧告すべきである。

猪名川部会 基礎原案への意見

意見書骨子について

猪名川は、流域全体に都市化が進み、水源から河口まで人が住まない場所がない。すでに、さまざまな河川改修が行われ、狭窄部の開削が検討の余地を残すが、河道内での治水対策の可能性がほとんど残されていない。基礎原案においては、「地域で守る」として、土地利用誘導や耐水建築、移転など具体的な対策をあげて、取り組もうとしていることは大いに評価できるが、猪名川については、特に流域対応と河川環境の修復を柱とすべきと考える。これが私の考える「猪名川モデル」である。

猪名川流域は、わずか 50 年の間に、大阪のベッドタウンとして急速に都市化が進み、多くの人口を抱えることになった。現在すでに、人口は停滞し中古のマンションや賃貸住宅はだぶつき始めている。それでも手放された農地や古い住宅に変わり、新築の住宅建設がたゆまず続けられている。少しでも早く、堤防間近への建設の規制、耐水建築の義務化といった対策を具体化すべきである。

また、現在の猪名川は、度重なる河川改修で、川というよりは巨大な水路のようである。それでも、公園用地の確保もままならない都市においては、貴重な自然であり、いやし場の場なのだ。特に、河道内での外来植物の繁茂は、維持管理上も負担になっている。住民との協働により、河川環境の修復に取り組むことが望まれる。淀川ではすでに試みられているが、そういう管理が一般的になるのが、理想である。(整備内容シートでは、猪名川は対象になっていなかった。再考を。)

渡辺委員

環境 - 17

他の魚道不備の井堰についても、早急に調査、検討をすべし。

環境 - 18

「賛成」早急に実施すべき。

環境 - 19

「賛成」早急に実施すべき。

環境 - 20

これらの八つの井堰は嵐山地区より下流の桂川（直轄管理区間）に位置しており、いずれの井堰も魚道の不備により、魚類等の遡上、降下が妨げられており、縦断方向の連続性が欠落している。魚道の整備は下流から順に行っていくことが理想であるが、できるところから実施の段階にもって行ってほしい。因みに淀川最下流の淀川大堰の改修による魚道の整備は最重要課題である。

環境 - 21

下流側からと言わず、出来るところから実施すべき。さもないと先に進まない。

環境 - 26

既設ダムへの魚道の設置はすべての面でリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。従って、代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。代替案については明確ではないが、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入（今後の開発に期待）とダム湖への流入河川の連続性を回復させ、ダム湖から上流の河川環境の保全・再生を図るべき。

環境 - 41

深層曝気はかえって赤潮を促進させるとの疑問もあるため、技術的にもさらなる検討が必要。

環境 - 44

大変重要であり、検討ではなく早期に実施すべき。

環境 - 51

人工巢穴での飼育が保全か疑問である。

環境 - 5 3

すみやかに事業を実施すべし。

環境 - 6 0

「実施可」早急に実施に移すべし。

利用 - 1

全面禁止の利用規制を実施すべし。

利用 - 3

水上オートバイ・プレジャーボート・レジャー用動力船の通航規制を実施すべし。

利用 - 5

カヌーやボートのためだけの河川環境に影響を及ぼしそうな改善には疑問がある。

利用 - 6

構成メンバーに住民代表（直接的な利用者、又は関係者でない住民を入れなければ設置の意味がない。設置の必要なし。

利用 - 1 5

河川環境を保全、再生の各施策を検討し、すみやかに実施に移すべし。

ダム - 1

「賛成」調査結果を積極的に公表すべき。

ダム - 6 - 1

計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。

ダム - 6 - 2

計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。

ダム - 7

この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。

日吉ダムの利水機能を戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。

日吉ダムの利水機能を戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れが

ある。

ダム - 9

この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。

日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。

日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、流域の河川環境を悪化させる恐れがある。

ダム - 10

環境面からすれば、ダム建設はかなり困難な状況にあると判断される。

関連施策 - 1

自然公園をベースにした見直しが必要

「＜淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)＞に係る具体的な整備内容シート」
に関する淀川水系流域委員会委員としての意見について
主として琵琶湖に関連して(第2回)

以下の項目番号等は、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」によるものではなく、表題の通り「説明資料(第2稿)」に係る具体的な整備内容シート」に拠っている。従って、そのことに考慮して庶務等において対処されたい。但し、30日の委員会に間に合うほうが良いので、取りあえずこのままでもお願いしたい。

環境 - 17 「縦断方向の河川形状の修復の(?)実施(魚類の遡上・降下)[桂川支川小泉川]: 実施で可。但し、魚道の天端を曲面にしていかなる流量のときにも遡上・降下の容易になるようにするなど、若干の変更が望ましい。以下同様。

環境 - 18 「縦断方向の河川形状の修復の(?)実施(魚類の遡上・降下)[毛馬]: 検討で可。淀川流域委員会を中心にしながらも、その他生きものの生態を良く知っている魚道関係専門家の意見を、十分に聴取することを改めて要請する。以下同様。

環境 - 19 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[毛馬]: 検討で可。

環境 - 20 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[桂川久我井堰]: 検討で可。

環境 - 21 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[桧牧・安部田・大河原・上有市・平尾・中村]: 検討で可。

環境 - 22 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[野洲川 落差工]: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項としても野洲川落差工のみが挙げられ、琵琶湖へ注ぐ多くの川について「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 23 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[猪名川 記載各地先]: 検討で可。

環境 - 2 4 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下) [猪名川 岩屋・木部]」: 検討で可。

環境 - 2 5 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下) [既設ダム]」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 2 6 「水位操作の試行を実施(淀川大堰)」: 実施で可。但し合わせて、自然流量の季節変化に基づいて、他の季節についても検討すべきである。

環境 - 2 7 「水位操作の検討(瀬田川洗堰)」: 試験操作の実施と水位操作の検討で可。とくに、「操作規則の変更を伴うもの」について整備計画に現段階で検討になっているのは、「提言」から見て当然とは言え、高く評価できる。但し続いては、「提言」等にもあるように、琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正をも含めて検討しなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。

環境 - 2 8 「ダム・堰の適切な運用を検討 [大阪府]」: 検討で可。

環境 - 2 9 「ダム・堰運用による水位変動・攪乱の増大の検討 [ダム所在地先]」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 3 0 「河川環境上必要な水量を検討 [大阪府]」: 諸調査の実施と検討で可。

環境 - 3 1 「確保可能な水量を把握するために必要な緒調査を実施 [猪名川]」: 実施で可。

環境 - 3 2 「野洲・草津川瀬切れ解消流量検討」: 諸調査の実施と検討で可。但し、但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 3 3 「急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施 [瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダム]」: 実施で可。但し、現行操作規則を変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。とくに瀬田川洗堰については、「環境 - 2 7」と併せて検討を進める必要がある。

環境 - 3 4 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の検討」: 検討で可。

環境 - 3 4 A 「琵琶湖・淀川流域環境保全協議会（仮称）の検討」: 前項にも記載されているように、環境の時代にあっては、多様性をもった生態系の機能を十全に使うことが重要である。そのためには、水質管理のみではなく、環境保全のための協議会を作ること計画すべきであり、その検討が望まれる。あるいは、水質管理協議会を変更して、生態系機能増大にも役立つものとするとも考えられる。

環境 - 3 5 「琵琶湖における機能把握の調査や試験試行について検討 [中主町他]」: 検討で可。一般的には、このようなものを大きく進める必要がある。但し、家棟川地区はこれに適切なものでは全くないこと、環境 - 1 6 とそれ以下の項で示した通りであり、小林委員の意見もほぼ同様である。従って、この地域で重点的に行うことは完全に取り止め、複数の他の場所を積極的に取り上げることが肝要であり、そのようになされなければ意味がない。

環境 - 3 6 「選択取水設備の継続活用及び各種の検討」: 検討で可。但し、既設の選択取水設備を単に活用するだけでなく、その問題点を決りだすような検討事項とすべきである。

環境 - 3 7 「曝気設備の継続活用及び各種の検討」: 検討で可。但し、既設の曝気設備を単に活用するだけでなく、その問題点を決りだすような検討事項とすべきである。

環境 - 3 8 「底質調査の継続実施と改善対策等の検討」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 3 9 「河川の水質保全対策（淀川流域保全水路）」: 検討で可。

環境 - 4 0 「河川の水質保全対策（淀川の汽水域・淡水域）」: 検討で可。但し、この項の「河川整備の方針」にあるように、あらゆるところで生じている重要問題であることに鑑み、汽水域を第1期の重点地域とするにしても、他の広い地域について、続いて検討を開始すべきである。

環境 - 4 1 「土砂移動の障害を軽減するための方策を検討」: 検討で可。但し、直轄でない

河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。

環境 - 4 2 「土砂移動の連続性の確保（砂防施設）」：検討で可。但し、直轄でない砂防ダムについても、検討事項として記載するのが自然である。

環境 - 4 3 「生息・成育環境の保全と再生の実施（城北地区）」：実施で可。

環境 - 4 4 「生息・成育環境の保全と再生の実施（豊里地区）」：実施で可。

環境 - 4 5 「生息・成育環境の保全と再生の実施（十三地区）」：実施で可。

環境 - 4 6 「生息・成育環境の保全と再生の実施（木津川中流地区）」：実施で可。

環境 - 4 7 「オオサンショウウオの生息保全」：検討で可。

環境 - 4 8 「生息・成育環境の保全と再生の検討（鳥飼地区）」：検討で可。

環境 - 4 9 「生息・成育環境の保全と再生の検討（向島地区）」：検討で可。

環境 - 5 0 「生息・成育環境の保全と再生の検討（中津地区）」：検討で可。

環境 - 5 1 「生息・成育環境の保全と再生の検討（高田地区）」：検討で可。

環境 - 5 2 「生息・成育環境の保全と再生の検討（東園田地区）」：検討で可。

環境 - 5 3 「生息・成育環境の保全と再生の検討（北河原地区）」：検討で可。

環境 - 5 3 A 「生息・成育環境の保全と再生の検討（他の多くの地区）」：「生息・成育環境の保全と再生の検討」が、淀川本川とそれに近いところだけで行われ、それ以外のところではなされないのは不可解である。各河川事務所管内において、重要な地域を早急に選定し、それを公式に検討事項として1年程度のうちに「具体的な整備内容シート」に追加記載することを、強く要望する。

環境 - 5 4 「自然や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携」：連携の実施と内容の検討で可。主体的・主導的・積極的に進められたい。

環境 - 5 5 「外来種対策の推進（城北地区）」：推進で可。但し、他の地域についても連携を早急に進められたい。

環境 - 5 6 「外来種対策について駆除方針を含めた検討（琵琶湖流入河川・瀬田川）」：検討で可。主体的・主導的・積極的に進められたい。

環境 - 5 7 「周辺景観との調和に関する検討 河川景観の観点からの助言」：検討で可。但し、大阪府域のみではなく、他の地域に付いても積極的な検討を進められたい。

環境 - 5 8 「ダム湖湖面の裸地対策を検討」：検討で可。ある程度予測可能な水位変動と、予測不能ないし困難な水位変動があり、前者はともかく後者については具体的な方法をこれから考える段階であると思われるため、若干のダムにおいて試験的に行うことは望ましいと考える。但し、挙げられている3ダムがそれに相応しいかどうかについては、私には判断根拠がないので、十分に検討されたい。

環境 - 5 9 「生物に配慮した護岸方法の採用」：ナカセコカワニナを対象とするこの整備については、実施で可。但し、1～2ページと3～4ページとの説明には大きい落差があり、また「全川的に実施」とあるのはどちらの意味であるか、理解不能である。1～2ページに書かれている内容は極めて重要であるから、その検討を進めることが必要不可欠である。

環境 - 6 0 「植物の結実時期を考慮した施行」：木津川におけるオニユリ群生地を対象とするこの整備については、実施で可。但し前項同様に、書き方には問題がある。

環境 - 6 2 「工事中濁水の生物水域への流入防止」：実施で可。これはまさに「全川的に実施」が適当である。

環境 - 6 3 「振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用」：実施で可。但し、なぜ「淀川工事（河川？）事務所管理区間内＜全川対象＞」だけなのか、疑問は尽きない。

治水 - 1 「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」：検討で可。但し、流域は一環したものであり、上流部などについても氾濫が起らないことはあり得ないから、そこでも同様に近畿地方整備局において、主体的・主導的・積極的に協議会を作り上げなければならない。このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に抜けているのは、全く不自然である。なお、致命的な災害を避けることは十分進めても、洪水・浸水を皆無にすることは不可能であることに鑑み、浸水やその時の防備の状態自体を受け継いで、したたかに対応する手段をむしろ講じることが、とくに重要である。

治水 - 2「日頃から備える」: 検討で可。とくに、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは高く評価できる。従来、後追いに終始していたのを改め、土地利用自体を河川の側から調整することについて、いっそう主体的・主導的・積極的に進めることが、とくに重要である。

治水 - 3「洪水時の対応」: 実施かつ検討で可。なお、緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日頃からの信頼等が重要であることに鑑み、住民と行政との関係を現状とは格別に進めるための手段を、模索的なものを含めて探索することが、とくに重要である。

治水 - 4「流域で水を貯める」: 検討で可。猪名川について先ず進めることに異存はないが、他の河川地域についても、必要に応じて積極的に検討することが、とくに重要である。

治水 - 37A「治水機能強化のための、既存の各種ダムの用途転用あるいは見直しの検討」: 多目的ダムにおける治水機能の拡充や、治水機能を目的としていないダムにその機能を持たせるなど、ダムの用途の見直しについて、主体的・主導的・積極的に検討することが、とくに重要である。

利水 - 1「利水者の水需要の精査確認」: 実施で可。但し、利水者のいう水需要が過大であった過去の実績に鑑み、利水者の出す数字を確認するために、近畿地方整備局として独自に調査を行う必要があり、そのための検討を進めること、また、比較的短期間ならば水不足や渇水が起るのはむしろ当然として許容できるかたちの需要量を考えること、などがとくに重要である。

利水 - 2「水利権の見直しと用途間転用」: 実施で可。但し、「余っている」ものを転用するというにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施を進めることが、とくに重要である。

利水 - 3「取水実態を精査した効率的な補給を検討」: 実施かつ検討で可。但し、直轄のダムだけではなく、地方自治体や企業などの持つすべてのダムについても、同様のことを主体的・主導的・積極的に検討することが、とくに重要である。

利水 - 4「渇水対策会議の改正を調整」: 実施かつ検討で可。

利水 - 4C「日頃から節水し、渇水に備える」: 洪水に日頃から備えることと同様に、利水についても「日頃から節水し、渇水に備える」ための検討を行うことが重要である。上記の

ような、「対策会議の」改正」程度では、物事はあまり進まないと考える。

利用 - 1 4 A「琵琶湖における漁業の振興」：漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが、とくに重要である。但し、いわゆる「栽培漁業」など従来行われていた施策の中には、緊急的には必要悪として認められるものの、長期的には逆の効果をもたらしていた実績に鑑み、既成事実にとらわれることなく行うことが不可欠である。

利用 - 1 4 B「琵琶湖における水面利用の規制」：かけがえのない古代湖であり、かつ極めて多くの人間がさまざまに利用する琵琶湖においては、限られた水面利用だけが許されるべきである。そのために近畿地方整備局は、主体的・主導的・積極的にそれを広く検討することが重要である。

倉田委員

計画 - 1

実施可（ただし、当面一ヵ年試行し、成果をみて編成し直す）

環境 - 1 ~ 1 6

賛成（モニタリングの項目・評価基準表を用意が必要でないか←意見）

環境 - 1 7 ~ 2 5

実施可

環境 - 2 6 ~ 2 8

実施可（むずかしく、専門家帯同による研究必要←意見）

環境 - 2 9

実施可

環境 - 3 0 ~ 3 6

実施可（むずかしいため、専門家の帯同による研究必要←意見）

環境 - 3 7

実施可

環境 - 3 8 ~ 3 9

賛成

環境 - 4 0 ~ 4 3

実施可

環境 - 4 4

急いで下さい。実施可

環境 - 4 5

重要（これまで、なおざりになっていた）なので必ず実施を！！可

計画 - 1

各地域、自治体としての要所に存在させる流域センターに所属させ、河川に対応する仕事をしてもらう人々の名称にする。守備範囲も広く、やりがいのある仕事と言える。

目標：しばらくの間は救急隊、消防隊の仕事の延長とも言える内容もあり、鉄道警察隊的な監視取締の部分、災害救助、突発事故では一般住民・NPOとの協同作業を必要とする。地方自治体との情報交換の場（教育委員会、学校、病院、医療関係の会

A) 失業対策を通しての専門技術者、健康老人等、人員確保

B) 現役としての警察、消防隊からの転職

C) 学校教育を通じての若年層の育成

D) 災害防衛隊の実習、演習場面では自衛隊学校、警察学校、消防学校、陸海空（沿岸警備隊）等の既存施設の一定期間（単位修得のため）利用も考えておく必要がある。

おわりに、国立公園、森林、山岳、河川の保護、監視、維持管理と災害防止、自然保護と救助、未来の宇宙、地球的立場から見た日本国土がどうするべきか。そのモデルとして、一級河川淀川流域を対象として対策をたてる。大きい目標を持った河川レンジャーであってほしい。汽水域も試行的に実施すべきである。

○京都地区のモデルが設定され、委員も決めて進められる様である

○下流域の高潮・津波の関係する汽水域を目標にした面からの同時進行のモデルが必要と考えます

○そのためには行政の枠を超えなければならない

〔淀川流域センター、河川レンジャーに関して〕

第4回住民参加部会（H.15.4.18）資料3 - 2補足の部分で、6頁～7～8～9頁に渡って参考意見を述べた。今回は9月26日の釧路沖地震（M 8.1）の惨状を目の当たりにして、また、阪神大震災の体験からも、震災、倒壊、火災、断層の地割れ、津波の被害には目に余るものがある。淀川下流部の汽水域の住民としては迅速に対応せねばならないし、何が起こるかわからないだけに、汽水域にも早期の河川レンジャー、流域センターのモデルケースの実行が必要である。H.15.9.16の河川整備計画基礎原案を見ても、今少し関連する、他行政、地域住民、社会を巻き込んだ外側からの具体的な意見、行動対策の強化が必要であり、急がねばならない。

一方、9月26日の滋賀県漁業組合との対話集会に出席、9月23日の淀川区の淀川水フォーラム実行委員会が開催した安土・近江八幡地域の住民の皆さんとの対話からも、我が国の環境・自然破壊、河川・山林・湖・漁業・農業のさんさんたる現状をしらされた。このことから、これ以上の日本国土の荒廃を防がねばならないし、自然災害（地震、台風、火災）に対応をするためにも、流域センター、河川レンジャーの役割に加えて、国土の「山河、森林、水田、湖」を守り、育て、維持する国土守備隊として支え働く若

い集団の組織力の追加が必要であると提案する。教育の現場とどのようにつなぐかである。

環境 - 47 ~ 49、52、54、59

自然保護区、特別保護区としての時間的、空間的、季節的、ゾーンの対応し、環境省、府県・市、他の行政と調整する必要がある。

治水 - 1 ~ 4（特に3、4）

全国的にみても高齢化した水防団員の減少が問題であり、維持管理を含めた災害時における動員定員の確保、補充要員の確保のためにも河川レンジャー、各地の新しい流域センターを通して、若い層への働きかけ。例えば、スポーツグループ、青年団、婦人部、高校、大学、地域への働きかけが必要。十三での淀川水フォーラム的な存在にして平常の人の接触が必要である。

治水 - 3、4

各地域での対応能力に差がある。時代的变化について行けるとも思えない。平素からの意識を含めた準備、訓練、官民一体の連携が必要である。

同時広範囲の場合、道路、鉄道が止まった場合。送電が止まる場合の人的要員の動員力には問題があり、交代要員、非常物資の集積、配布、他地区からの動員、応援は困難である。場所と人員の配置に配慮が必要である。

医療関係でも、過去の歴史に教訓がある。学校施設の避難所としての場所の確保。教育をつづけるための各教室への開放が問題であり、学校施設の利用範囲を制限し、公的だけでなく民間の施設利用、許可を得ておく等平素からのハザードマップの作成が必要である。

災害に備えて、衛生管理、消毒、防疫、病院のレントゲン装置、手術室等の浸水に配慮した設置場所の高さ、非常電源のための自家発電の燃料タンクの備蓄量を知っておく等の必要がある。

例) 十三市民病院が阪神大震災の際に、病院が無傷なのに3日間動けなかったのは、人災と交通事情が関連したことである。台風、高潮、地震、水害、それぞれのライフライン、電気、瓦斯、水道の復旧の違いを地域別に知っておく必要と、平素の訓練が必要である。

利用 - 1 ~ 3

モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。

汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期日的、時間的制限を実施する。

十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工事用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス～長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止

するだけの配慮が必要である。

上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。

利用 - 6 ~ 15、維持 - 4、5

全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。

河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省の考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。

維持 - 2、5、14、15、17 ~ 20

流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要)

維持 - 5

近江八景は夕景色ばかり美化されて、歌われているが、朝日が少ないのにも問題がある。新しい時代から見た淀川100景の指定を提案する。風景、自然、生物、音、水、歌、文化、歴史、スポーツ、碑、人物等の登録に案内標が必要である。

維持 - 14、15、17

一級河川敷の年間を通しての次世代の子供達のための理想的都市河川公園を目標として、公衆便所、各関連省庁の了解のもとにスポーツ施設を含めた多目的利用を一定の制限のもとに互いに理解し、護りあって利用出来るように、ここでも流域センター(救護施設)、河川レンジャー(としての人間関係)が必要となる。

谷田委員

淀川水系河川整備計画基礎原案への意見

P1 3 段目

また、「実施」とされたものについては、

↓

問題が起きたときには、適切な対策をすみやかに実施する。

P2 3 段目

湖辺空間→湖

P3 3 段目

木津川上流ダム群の環境負荷や問題はないのか？

補給を行っている。→避水地と引き堤についても言及すべきでは
所々で→砂洲は連続して存在している。

P4 1 段目

たまり→タマリ

生息環境として機能→ダム湖の水質に問題があることを明記

P5 1 段目 3 段落

陸地性植物 のあとに→淡水生物 を挿入

P5 3 段目

恐れがあるほか、→現実である。

P7 1 段目

瀬切れ→瀬切れの原因は水量ではなく、河川構造である。

P7 2 段目 5 段落

BOD と COD の乖離減少→説明が必要

P8 2 段目

ダムと土砂採取は問題もメカニズムも違う

P8 3 段目

外来種の増加→因果関係が不明瞭

P8 3 段目

冷水病は temporal か

高水敷の干陸化 のあとに→さらには樹林地化 を挿入

P15 2 段目

すべての地区ではないはずだが、表現に工夫を

P15 4 段目

必要か？水源ダムなら理解できるが

P16

2.7.1. 淀川河川公園→2.4.2 とほとんど重複した内容

P18

水系の固有生物種（琵琶湖だけでない）、生態系

ナワセコカワニナ、アユモドキ、イタセンパラ

河川としての保護すべき重点地域の設定も考える必要がある。

びわ湖について保全のためのコアエリアが必要

魚道やワンド整備については、流域全体を見て効果の大きいところから実施すべき

P19 4.2→OK

P20 4.2.1→OK

P21 4.2.6 生態系→保全のためのコアエリア淀川にもびわ湖にも必要では、1ヶ所ではだめ

P24 1 段目

堤防補強を実施する。→ハイブリッド堤防

P30 最終行

高水敷き→高水敷

P33 6 行目

たまり→タマリ

P33 (2)2)

小規模な改築で改良が→重要な箇所からの実施

田村委員

環境-17

賛成です。さらに、このような試みが、小泉川以外の支川でも、継続して行われるよう期待します。

環境-20

賛成です。魚道の整備は、真に実効性があるものかどうかを検討し、優先順位を決めて、早急に実施されることを望みます。

環境-36

新協議会の設置に賛成。水質問題に、利水者ばかりでなく、流域住民の参加がはかられることを評価します。

環境-58

賛成。早急に取り組むべき課題であると思います。

治水-11-2～治水-11-10

治水対策としての堤防補強はきわめて重要で、工事の早急な実施ないし継続が必要であるが、その際にも、工事が環境面に与える影響や、環境保全の検討が望まれる。以下（１１－１０）同じ。

治水-20

賛成。継続中の未整備事業は、早急に整備される必要がありますが、その際にも、整備事業の環境面への配慮や環境保全のための検討が疎かにされないよう望みます。

利水-1

賛成。水需要の抑制は今後の河川整備計画の大きな要素となりますが、その前提として利水者の水需要についての精査が不可欠です。

利水-3

賛成。日吉ダムの例が示すように、取水状態の的確な把握による効果的な補給は、ダムの利水機能を高めるものであります。

利用-5

手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。

利用-6

異議あり。

- 1．本来、この委員会は、河川保全の見地から、利用の適正化をはかるためのものであるから、名称は「河川保全委員会」が適切である。
- 2．委員会の構成は、学識経験者や沿川自治体のみでなく、流域住民代表（利用者や直接の利害関係者ではなく）も加えたほうがよい。

利用-9

賛成。計画の適切な早期実施を望みます。

利用-14

賛成。船舶航行が河川や湖沼の環境に与える影響は少なからぬものがあります。正確な調査がなされ、河川整備計画に生かされることを期待します。

維持-10

賛成。河川管理上、早急に実施すべきものと思います。

維持-11

賛成。河川管理上、早急に実施すべきものと思います。

維持-12

賛成。ただ、環境面での十分な配慮を望みます。

ダム-2

賛成。ただ、地域の活性化が、自然環境破壊をもたらさないようくれぐれも留意すること、及び、地元自治体や住民との緊密な連携を望みます。

ダム-6-1～ダム-6-2

賛成。ただし、この調査検討が、安易にダム新設の理由として利用されないように（例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替えを理由のひとつとして提起されているように）。

ダム-9

異議あり。

- 1．日吉ダムの利水機能の振替えと大戸川ダム建設とがセットされているようであるが、日吉ダムの利水の十分な調査がまず必要で、安易な振替えには疑問がある。
- 2．日吉ダムの利水機能を全面的に大戸川ダムに振り替えると、渇水期には、三川合流までの流量が減少して、河川環境の悪化を招く恐れがある。
- 3．亀岡地区の治水事業との関連で、日吉ダムの治水機能の調査検討も必要である。

環境-1

追加：河川整備の遂行の意思決定により有益なかたちにモニタリング事業全体を再編成する（あるいはそのようなモニタリングを追加する）。

環境-20

コメント(以下環境-25まで共通)：小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。たとえば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないと魚道に適正な（多すぎず少なすぎない）流量を流すことが不可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。

環境-26

コメント：検討要素にコストも含めたうえで、可否を含めた検討を十分に行うべき（魚道だけでなく他の方策についても）。検討の材料とするため、例としてあげている青野ダム魚道の事業効果の評価を国土交通省で厳密に行うことを考えてもよいのではないか。

環境-32

追加：重要度で優先順位をつけられたことは良いと思う。モニタリング項目には、魚類（例：漁業的にはアユの摂餌量、成長、移動等）も含めるべきであろう。

環境-35

賛成

環境-36

賛成

環境-40

追加：運用を下流にとって最適な形に弾力化することも検討してはどうか。たとえば、流入水温と同じ温度での放流を基本に現在操作が行われている場合に、冷水病の発症予防のためにより表層の水を放流する可能性も検討してはどうか。将来的には冷水病アユ放流の禁止等による川からの冷水病の根絶が望ましいが、短期的には、上記のような運用の弾力化による対応可能性の検討もありうると考える。

環境-51

コメント：有効な保全策が確立されていない現状をふまえると、タイトルは「生息環境の保全をめざした取り組みを行う」くらいが妥当。実際、具体的整備手法の内容も、「試験」と「モ

ニタリング」である。くれぐれもこの施策によりオオサンショウウオの生息環境の保全が保証されるという誤解を生まないような記述にしていきたい。

環境-60

コメント： ○ 流入河川ではなく琵琶湖での外来種対策も重要と考えるが明記されないのか。現在滋賀県がいろいろと行っている対策の効果を評価したうえで、効果のある対策を滋賀県と合同で行えば意義は大きいのではないかと。また、琵琶湖流域以外も含むダム湖等の止水部における対策も検討するべきではないか。 ○ あげられている現状認識や対策が「いまさらなにを」と思わせるものが多い。広報や食料としての活用の普及にいまさら国交省がとりくむことになにほどの意味があるのかと思う。 ○ リリース禁止を流入河川にも広げようという提案と理解するが、効果は疑問である（そもそも外来魚ねらいの釣り人は少ないのではないかと）。 ○ タイリクバラタナゴも外来種であるが、ブラックバス等によって減少した魚でありながら繁殖している例としてあげていることを明記。

治水-5

コメント（以下治水8まで共通）：予算的・時間的制約のもとで、堤防補強とどちらを優先するかについて、今後、十分な検討と説明が必要ではないか。

治水-13-1～治水-13-2

追加：小田遊水地上流の服部川左岸等の他の地区ではなく、なぜここが選ばれたかの説明があるべきではないか。

治水-16

コメント：上野盆地の治水上は川上ダムより優先度が高く、より早期に完成させるべきではないか。早期完成を明記すべき。

治水-27

修正、追加：他の治水事業にくらべ、不明確にしか記述されていない。実施と書くなら、どこになにを設置予定であるのか、またその必要性、代替案、工法、自然環境への影響等の検討結果を記すべきではないか。

利水-1

コメント：それぞれの利水者がどのような条件がみたされれば需要量を削減するか（できるか）等、水需要管理にむけて必要な情報を十分に得るような精査確認を行うべき。現在の記述ではそのような意図がよみとれない。

利用-15

追加：河川環境の保全に反した漁業利用の規制の可能性（関係機関へのはたらきかけを含む）

を明記すべきではないか。

ダム-1

追加：これまでの調査内容（手法努力量等含む）の再検討（みなおし）を行ったうえで、調査を継続することを明記。

ダム-14

大改訂：淀川部会からの意見（9月5日委員会提出）にそった見直しを行うことを明記する。

ダム-16

コメント：シミュレーション結果のうちSSについてのものが第二稿と異なっている（ダムなしのときの値が約半分になっているように見える）。こちらが正しいと思ってよいのですか？